

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の 在り方に関するラウンドテーブル（中間まとめ）（概要）

- **設置趣旨**：これまでのアイヌ人骨と副葬品に関連する研究を振り返り、研究のあり方の課題、今後の研究の取り組みについて、学協会の代表とアイヌ関係者が議論を通じて、主体的に具体的な意見をまとめ、国のアイヌ政策に反映させる。
- **構成**：北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会の三者で共催。参加者は、上記三者に属する者であって、各会が理事会等で代表と認める者。（参加者と経緯については別紙参照）。
- **開催状況**：2015年11月から、本年3月まで、合計5回開催。

ラウンドテーブルで確認された内容

◎ 学術界として、これまでの研究者の態度や見解をどのように評価するか

- ・ 従来の研究者の取り組みには、開拓史観や社会進化論的な発想が含まれ、同化政策につながるものが見られた。また考古学では、アイヌの歴史を日本列島の一地方の問題として捉え、全国的な課題として、また隣接地域との関係から位置づける視点、さらに人類学においては、日本国における先住民族問題として捉える視点が欠けていた。
- ・ 従来のアイヌに関する研究においては、他者の文化を議論しているという意識が欠落し、またアイヌの声を聞いてこなかった側面がある。アイヌへの研究成果の還元も十分なされてきたとは言い難く、一部の研究においては、アイヌへの社会的偏見を助長する事例の存在を認めざるを得ない。当事者意識の希薄さが問題を深刻化させてきたことを、学術関係者は真摯に受け止める必要がある。
- ・ 研究目的の人骨と副葬品の収集に関しては、アイヌへの趣旨の十分な説明と発掘行為への同意の取得に欠けるところがあったとの指摘がある。また発掘後の人骨と副葬品の保管状況については、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されずに、必ずしも誠意ある対応がなされなかった例がある。このことを研究者は深く反省し、しっかりと受け止める必要がある。

- ・ かつての発掘調査には、考古学的手法が取り入れられず、時代性や文化的特性についての情報が欠落している。そのため、現在の研究水準から見て、学術資料としての価値が損なわれた。
- ・ 研究分野によって人骨と副葬品が別々に取り扱われるなど、切り分けされてしまった。
- ・ 学協会関係者においては、人がヒトを対象として研究する際に、これまで人権の考え方や国際的な先住民族の権利に関する議論や動向に関心を払い、その趣旨を十分に理解する努力が足りなかった。今後、研究者は真摯に研究の目的と手法を事前に適正に伝えた上で、記録を披瀝、検証していくことが必要であり、それなくして、研究の意義や正当性を主張する根拠が希薄であることを自覚する必要がある。

◎ 学協会として果たすべき役割について

- ・ 研究がアイヌの歴史の復元において果たす役割の重要性を認識する。
- ・ 学協会が、過去の研究を振り返り、学术界とアイヌのお互いの信頼関係を構築する継続的な努力を行う。
- ・ 研究倫理を研究者に周知し、現在の学術の在り方への責任を明確化し、説明責任を果たす。
- ・ これまでの研究の経緯や得られた研究成果をまとめ、アイヌ側へわかりやすく説明し、社会へ広く還元する。

◎ 今後のあるべき研究を考えるに当たって、研究者に求められる責務

- ・ 国際基準での人権の考え方や「先住民族の権利に関する国連宣言」の趣旨について関心を持ち、尊重すること。
- ・ 研究する側とされる側の立場について、誰のための何のための研究なのかを、十分に自覚すること。
- ・ インフォームドコンセントを踏まえた上でのアイヌの承諾をもとに、研究を実施すること。研究成果の解釈や活用にはアイヌの権利・利益を意識すること。
- ・ 自らの研究がアイヌの民族的アイデンティティの形成と深く関わることを意識すること。
- ・ 研究活動の計画・実施・成果報告・研究成果の活用や資料の保管整理などにおいてア

イヌとの協業を進めていくこと。

◎ アイヌ人骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方

◆ 研究にあたって留意されるべき基本原則

1 先住民族宣言などで示された権利の尊重

「先住民族の権利に関する国連宣言」や FPIC (free, prior and informed consent: 自由で事前に、十分な情報を与えられた上での合意) の趣旨に鑑み、アイヌが人骨と副葬品に有する権利を尊重するとともに、アイヌの人骨と副葬品に対するアイヌの人々の考え方が尊重されることが重要である。

2 的確なコミュニケーションの確立と謙虚な研究態度

文化遺産の継承者であるアイヌとの十分なコミュニケーションが重要。研究者は、研究活動の計画・実施・成果報告・研究成果の活用や資料の保管整理などにおいてアイヌの意見に真摯に耳を傾け、アイヌの研究への参画の可能性を模索する必要がある。

3 透明性のある研究の実施

収集経緯の不透明さや、研究成果がアイヌに十分還元されて来なかったことに対して強い批判があることに鑑み、研究実施に当たっては、事前同意手続きを前提とした透明性の高い枠組みを確保していくことが必要である。

◆ 研究の前提となる人骨と副葬品の取扱いに係る方針

- ・ 上記の基本原則に則り、当然の前提として、人の死に関わる問題である点に鑑みて、尊厳に配慮した上で、さらにアイヌ自身の世界観、死生観を尊重することが求められる。アイヌへの人骨と副葬品の返還と慰霊の実現が第一義であり、研究に優先される。

◆ アイヌ人骨と副葬品の研究の意義及び目的

- ・ 人骨の形態や残された生活痕跡、分子分析等から、アイヌの時代性や地域性、独自性を明らかにする。
- ・ 活発な中間交易など、文字資料には記録されないアイヌの歴史を復元する。
- ・ 畑作の痕跡など、旧来の「狩猟・採集民」という固定的・限定的なアイヌの民族的イメージを払拭する。

○ これからの人骨と副葬品を用いた研究について

◆ 研究の対象となる人骨と副葬品について

研究は、当事者であるアイヌに対し、研究の目的とそれによってもたらされる成果とリスクについて十分に説明し、同意を得た上で、慎重に進めることが前提であり、これまで大学が保管していた人骨と副葬品のうち、以下の条件に触れるものは、研究倫理の観点から見て研究対象とすることは問題がある。

- i. 研究の実施について、アイヌの同意を得られないもの。
- ii. 海外における法制度やガイドラインの事例を考慮して、研究が行われる時点から見て三世代以内、すなわち概ね 100 年以内に埋葬された人骨と副葬品。
- iii. 現在の遺族等への影響を鑑みて、収集経緯を公開できないもの。
- iv. 収集経緯が不明確であるものや、時代性や埋葬地に関する情報を欠如するものや、資料の正確性を担保する基本的データ（例えば、発掘調査時の実測図、写真、出土状態の記載）が欠如するもの。そのほか、調査行為自体に研究倫理の観点からみて学術資料として活用することに問題を含むもの。

なお、上記の i から iv の条件に触れる人骨と副葬品は研究対象としないことを原則とするが、iv)の条件に触れる人骨のうち、アイヌも交えた検討と判断の結果として、研究の有効性がしかるべき手続きを経て保証されると見なされる場合には、限定的に研究を行う可能性を有する。

◆ 研究の実施にあたっての枠組み

- ・ 研究の実施に当たり、予め研究機関等の倫理委員会における審査を受けることを原則とする。
- ・ 倫理委員会の審査等を経た上で、上記の指標に則り、当該人骨と副葬品が研究対象としてふさわしいか、研究の立案や実施が適切であるか、アイヌ関係者と学協会関係者で構成される中立的な検討組織（出土遺体や副葬品の研究利用の倫理的検討委員会〈仮称〉）において、審査を受ける。
- ・ 当該「委員会」は学協会とアイヌが合同で組織するものとする。
- ・ 上記審査を受けた研究に係る学術論文においては、必ず上記審査を受けた旨記載する。

- ・ 象徴空間において人骨と副葬品を管理する運営主体においては、人骨と副葬品の研究利用を目的とした持ち出しの適否の判断に当たって、委員会の結論を尊重することを期待する。

◆ 研究成果の発信について

- ・ 研究成果の発信は、アイヌの研究に対する肯定的な理解を得る意味で極めて重要であり、わかりやすく、アイヌの視点を踏まえて的確に発信され、十分還元されることが必要である。

今後の検討課題

◎ ラウンドテーブルにおける検討事項

- ✓ 「委員会」の具体的構成等の検討
研究データの二次利用にかかる研究倫理的観点からの制度的枠組みの検討。
- ✓ 研究成果の公開促進等の具体的内容
 - ・ 研究成果を共有し、広く一般に成果を周知する場としてのシンポジウムや講演会の開催
 - ・ 最新の人類学、考古学の知見を、一般に還元する観点から、幅広い世代が親しむ概説書の作成。
- ✓ その他、上記によらないアイヌ人骨・副葬品に係る諸問題について適時検討を行う。

◎ 関係機関における積極的な検討が期待される事項

- ・ 今後出土する人骨と副葬品の取扱い
- ・ 人骨資料を取り扱う人材育成
- ・ アイヌ文化に関する研究の振興

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の 在り方に関するラウンドテーブル（中間まとめ）

I 総論

1. はじめに

先住民族の遺骨や副葬品は、19世紀から20世紀初頭にかけて世界各地で行われた人種主義に基づく自然人類学や考古学の研究によって収集されてきた。我が国の大学・研究機関においてもこれまで調査研究過程で収集されたアイヌの祖先の人骨や副葬品が数多く保管されていることが明らかとなっている。それらの収集過程や長期間にわたる保管・管理状態の中には、後継者社会である現在のアイヌから見て適切とは言えない取り扱いが少なからず見られた。また調査自体がアイヌ独自の世界観や宗教観に十分に配慮されたものでなかったことも指摘されているところである。

何より人の死と関わる、その取り扱いには十分な配慮が求められるべき人骨や副葬品について、当事者であるアイヌと研究を担う研究者の双方が直接意見交換を行い、その取り扱いについて議論する場がなかったことについては、学協会は深く反省する必要がある。

このラウンドテーブルを通じて、学史的背景を明らかにするとともに、今後の研究のあり方についての一定の方向性を見出す観点から、議論を行った。また研究をめぐる諸問題を整理し、その解決策を提言することも本ラウンドテーブルの役割であると考え、検討した。本文書は、その議論の経過を取りまとめたものである。

何分研究者組織である学協会と北海道アイヌ協会との公式な検討の場はこれが初めての試みであり、さらなる実質的議論に発展させるべく、今後は、この中間まとめを公表し、関係者からの意見を広く求めた上で、一層の課題点の洗い出しと整理を進めていくこととしている。

2. ラウンドテーブルについて

(1) ラウンドテーブルの設置の趣旨

- 本ラウンドテーブルは、これまでのアイヌ人骨と副葬品に関連する研究を振り返り、研究のあり方の課題、今後の研究の取り組みについて関係する学協会の代表とアイヌ関係者が議論を通じて、主体的に具体的な意見をまとめ、国のアイヌ政策に反映させることを目的として組織した。

(2) 主催組織と参加者構成

- 本ラウンドテーブルは、北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会を中心メンバーとし、三者が共催する形で開催した。三者共催により、対等な議論の実施を目指した。参加者は、上記三者に属する者であって、各会が理事会等で代表と認める者である。(具体的なメンバーリストは、10頁を参照)

II. ラウンドテーブルで確認された内容

- 平成27年11月から5回の議論を重ね、平成28年3月末の時点において関係者間で確認された内容は以下の通りである。

(1) これまでのアイヌ人骨と副葬品に係る研究をめぐる問題の振り返り

① アイヌ人骨と副葬品の問題を考えるにあたっての基本的態度

- アイヌにとっては、人骨と副葬品は一体であり、精神文化を反映したものであり、その考え方を尊重すべきである。
- アイヌ人骨と副葬品に関する諸問題は、過去や現在など時代を分けて考えるのではなく、当事者にとって問題は連続していると捉えるべきである。研究の本旨は、真理の追究であり、研究成果の社会の還元であることは言うまでもないが、研究の成果へのアクセスや公平性が担保されていることもまた不可欠である。
- 現在の判断基準で過去を評価することが必ずしも妥当とは考えないが、人の遺体に関する取り扱いには研究倫理の観点からも検討がなされるべきである。この枠組みなくしては、今後の研究のあり方も議論できないし、様々な立場からの批判への回答もなしえないと考える。
- 人骨と副葬品には、その収集された経緯が不明確なものが含まれている。収集経緯についても、可能なかぎり明らかにするべきである。

② 学术界として、これまでの研究者の態度や見解をどのように評価するか。

- 従来の研究者の取り組みには、開拓史観や社会進化論的な発想が含まれ、同化政策につながるものが見られた。また考古学では、アイヌの歴史を日本列島の一地方の問題として捉え、全国的な課題として、また隣接地域との関係から位置づける視点、さらに人類学においては、日本

国における先住民族問題として捉える視点が欠けていた。

- 従来のアイヌに関する研究においては、他者の文化を議論しているという意識が欠落し、またアイヌの声を聞いてこなかった側面がある。またアイヌへの研究成果の還元も十分なされてきたとは言い難く、一部の研究においては、アイヌへの社会的偏見を助長する事例の存在を認めざるを得ない。当事者意識の希薄さが問題を深刻化させてきたことについて、学術関係者は真摯に受け止める必要がある。
- 研究目的の人骨と副葬品の収集に際しては、アイヌへの趣旨の十分な説明と発掘行為への同意の取得に欠けるところがあったとの指摘がある。また発掘後の人骨と副葬品の保管状況については、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されずに、必ずしも誠意ある対応がなされなかった例がある。このことについて研究者は、深く反省し、しっかりと受け止める必要がある。
- かつての発掘調査は、考古学的手法が取り入れられず、時代性や文化的特性についての情報が欠落している。そのため、現在の研究水準から見て、学術資料としての価値が大きく損なわれた。
- 過去の研究においても、また現状でも、発掘調査によって墓から出土した人骨は自然人類学、副葬品は考古学と、それぞれ別の分野の研究対象となり、調査研究後の保管場所も別々の場所で保管されている場合が大半である。しかし本来、人骨も副葬品も一体として埋葬されたものであり、また発掘するという意味では同じであり、研究分野による切り分けはすべきではない。
- 学協会関係者は、人がヒトを対象として研究する際に、これまで人権の考え方や国際的な先住民族の権利に関する議論や動向に関心を払い、その趣旨を十分に理解する努力が足りなかった。今後、研究者は真摯に研究の目的と手法を事前に適正に伝えた上で、記録を披瀝し、自ら検証していくことが必要であり、こうした検証なくして、自らの研究の意義や正当性を主張する根拠が希薄であることを自覚する必要がある。

③ 学協会として果たすべき役割について

- 日本人類学会と日本考古学協会は、それぞれの研究がアイヌの歴史の復元において果たす役割の重要性を認識する。
- 研究における真理の探究がどうアイヌに寄与しているかを意識することが大切であり、アイヌの人骨と副葬品の取り扱いをめぐる問題の解決に当たっては、まず、研究の当事者である二つ

の学協会が、過去の研究を振り返り、学术界とアイヌのお互いの信頼関係を構築する継続的な努力を行なう。

- 研究倫理をどのように研究者に周知させるかについては、学協会の仕事であり、社会的規範や研究の潮流が変化する場合、学協会が、現在の学術の在り方に責任を有し、説明責任を果たす必要がある。
- 日本人類学会と日本考古学協会は、これまでの実施されてきた研究の経緯や得られた研究成果をまとめ、アイヌ側へわかりやすく説明し、社会へ広く還元する。

④ 今後のあるべき研究を考えるに当たって、研究者に求められる責務

- 国際基準での人権の考え方や「先住民族の権利に関する国連宣言」の趣旨について関心をもち、尊重すること。
- 研究する側とされる側の立場について、誰のための、何のための研究なのかということを、十分に自覚すること。
- インフォームドコンセントを踏まえた上でのアイヌの承諾をもとに、研究を実施すること。研究成果の解釈や研究成果の活用の際には、アイヌの権利・利益を十分に意識すること。
- 自らの研究がアイヌの民族的アイデンティティの形成と深く関わることを意識すること。
- 研究活動の計画・実施・成果報告・研究成果の活用や資料の保管管理などにおいてアイヌとの協業を進めていくこと。

(2) アイヌ人骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方

① 研究にあたって留意されるべき基本原則

1 先住民族宣言などで示された権利の尊重

- 「先住民族の権利に関する国連宣言」や FPIC (free, prior and informed consent:自由で事前に、十分な情報を与えられた上での合意) の趣旨に鑑み、アイヌが人骨と副葬品に有する権利を尊重するとともに、アイヌの人骨と副葬品に対するアイヌの人々の考え方が尊重されることが重要である。すなわち、アイヌにとっては遺骨と副葬品は一体として精神文化を記しているものであり、仮に研究の対象とする際にはその考え方を尊重することが不可欠である。しかしながら、人骨と副葬品について、あたかも研究が何ものにも優先されるような考え方、当事者の捉え方に対して無理解な発言が、アイヌ側に研究自体に対する不信感を生み出している点に、

特に留意する必要がある。

2 的確なコミュニケーションの確立と謙虚な研究態度

- 研究者が、アイヌの精神性と深く結びついた先住民族文化遺産や歴史を研究対象とする以上、その文化遺産の継承者であるアイヌとの十分なコミュニケーションが重要である。研究者は「文化を持っている人たちから学ぶ」という姿勢を持つべきである。研究実施の際に研究活動の計画・実施・成果報告・研究成果の活用や資料の保管整理などにおいて、アイヌの意見に真摯に耳を傾け、アイヌの研究への参画の可能性を模索する必要がある。

3 透明性のある研究の実施

- 人骨と副葬品の研究の実施に当たっては、従来の研究のあり方において、収集経緯の不透明さや研究成果がアイヌに十分還元されて来なかったことに対して強い批判があることに鑑み、透明性の高い枠組みを確保していく必要がある。具体的には、研究実施にあたって、アイヌの事前の同意手続きを前提とする必要がある。その際、特に研究倫理面に留意して、事前審査を行う必要がある。なお、本来は、こうした手続は人骨と副葬品の収集時点から行われるべきものであり、さらに研究成果の先住民族への還元も、この枠組みの中で対応されるべきである。その際にアイヌから寄せられる研究に対する具体的な要望にも、的確に対応する必要がある。

② 研究の前提となる人骨と副葬品の取扱いに係る方針

- 慰霊施設移管後の人骨と副葬品の取扱いにあたっては、上記の基本原則に則り、当然の前提として、人の死に関わる問題である点に鑑みて尊厳に配慮した上で、さらにアイヌ自身の世界観、死生観を尊重することが求められる。また、アイヌへの人骨と副葬品の返還と慰霊の実現が第一義であり、研究に優先される。

③ アイヌ人骨と副葬品の研究の意義及び目的

- 人骨の形態や残された生活痕跡、骨に含まれる分子分析等から、体格、系統、過去の暮らしの様子、人口構成、食性などを復元し、集団間の比較を通じて、アイヌの時代性や地域性、独自性を明らかにする。
- 遺跡から出土する漆器や鉄製品、ガラス製品などが示す活発な中間交易など、文字資料には記

録されないアイヌの存在としての歴史を復元する。

- 遺跡からの検出される畑作の痕跡など、旧来の「狩猟・採集民」という限定的かつ固定的なアイヌの民族的イメージを払拭する。

(3) これからの人骨と副葬品を用いた研究について

- 人骨と副葬品の研究を巡る歴史を振り返り、上記の人骨と副葬品の研究の意義・目的の整理を踏まえた上で、これからの人骨と副葬品を用いた研究のあるべき方向性及び具体的な枠組みを示すと、以下ようになる。

① 研究の対象となる人骨と副葬品について

- 大学が保管していた人骨と副葬品を研究の対象とする際には、先住民族の権利について言及した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年)や「アイヌ政策に関する有識者懇談会報告書」(2009年)、国内外の学会における研究倫理綱領等(註1を参照)に盛り込まれた精神を尊重し、尊厳ある慰霊が第一義であることを十分に理解する。さらに当事者でもあるアイヌに対して、研究の目的とそれによってもたらされる成果とリスクについて十分に説明し、アイヌの同意を得た上で、慎重に進める必要がある。
- これまで大学が保管していた人骨と副葬品のうち、以下の条件に触れるものは、研究倫理の観点から見て研究対象とすることに問題がある。

(先住民族との関係で問題があるもの)

- i) 研究の実施について、アイヌの同意を得られないもの。

(遺族感情から問題があるもの)

- ii) 海外における法制度やガイドラインの事例を考慮して、研究が行われる時点から見て三世代以内、すなわち概ね100年以内に埋葬された人骨や副葬品(具体的な事例は、文末の註2を参照のこと)。

- iii) 現在の遺族等への影響を鑑みて、収集経緯を公開できないもの。

(学術資料の一般的な取扱いとして妥当でないもの)

- iv) 収集経緯が不明確であるものや、時代性や埋葬地に関する情報を欠如するものや、資料の正確性を担保する基本的データ(例えば、発掘調査時の実測図、写真、出土状態の記載)が欠如するもの。そのほか、調査行為自体に研究倫理の観点からみて学術資料として活用することに

問題を含むもの。

- なお、上記の i) から iv) の条件に触れる人骨と副葬品は研究対象としないことを原則とするが、iv) の条件に触れる人骨のうち、アイヌも交えた検討と判断の結果として、研究の有効性がしかるべき手続きを経て保証されるとみなされる場合には、限定的に研究を行う可能性を有する。

② 研究の実施にあたっての枠組み

- 研究の実施にあたって、倫理的・学術的妥当性に問題のある研究を排除する意味で、研究を希望する研究者は、予め研究機関等の倫理委員会（もしくはそれに相当する組織）における審査を受けることを原則とする。
- 大学等の倫理委員会における審査等を経た上で、上記①の指標にのっとり、当該人骨と副葬品が研究対象としてふさわしいかどうか、また研究の立案や実施が適切であるかについて、アイヌ関係者と学協会関係者で構成される中立的な検討組織（出土遺体や副葬品の研究利用の倫理的検討委員会〈仮称〉）において、審査を受けるものとする。（具体的な枠組みのイメージは別紙）
- 当該「委員会」は学協会とアイヌが合同で組織するものとする。
- 上記審査を受けた研究における成果に係る学術論文においては、必ず上記審査を受けた旨記載するものとする。
- 象徴空間において人骨と副葬品を管理する管理運営主体においては、人骨と副葬品の研究利用を目的とした持ち出しの適否の判断にあたって、委員会の結論を尊重することが期待される。

③ 研究成果の発信について

- 研究を通じて、アイヌとは何か、先住民族とは何か、ということに関する知見が生まれ、それがアイヌに還元されることで、研究の必要性が証明されることが考えられる。
- また、研究成果の発信は、アイヌの研究に対する肯定的な理解を得る意味で極めて重要であり、説明はわかりやすく、アイヌの視点を踏まえて的確に発信され、十分還元されることが必要である。

Ⅲ 今後の検討課題

- ラウンドテーブルでは、人骨と副葬品を巡る振り返りから、今後の人骨と副葬品を用いた研究のあり方まで、全般的な議論を行った。今回の整理は、あくまで中間的なものであり、ラウンドテーブルメンバー以外の、多くのアイヌ、学協会関係者との議論を通じ、よりよいものを目指していく必要がある。

(1) 本ラウンドテーブルにおける検討課題

- 以下の点について、平成28年度以降、ラウンドテーブルでの更なる検討が必要である。

① 出土遺体や副葬品の研究利用に関する倫理的検討委員会〈仮称〉（以下、「委員会」と表記）の具体的構成等の検討

- 本報告書で示された「委員会」について、その設置に向けた構成、運用指針について具体的検討を加速する必要がある。
- 海外での類似の組織の設置状況と運用の比較について情報を収集、整理し、日本の実情に即した取り組み方を示す。

② 研究の二次利用にかかる研究倫理的観点からの制度的枠組みの検討

- 研究データの二次利用を研究倫理的観点から検討するために研究者とアイヌとが制度的枠組みについて検討する必要がある。

③ 研究成果の公開促進の具体的内容

- 北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会は、研究成果を共有し、広く一般に成果を周知する場としてのシンポジウムや講演会を開催する。
- 研究成果の公開にあたっては、文化人類学や歴史学、言語学など関連領域の成果も合わせて、周知できるようにする。
- 最新の人類学、考古学の知見を、一般に還元する観点から、学協会と北海道アイヌ協会が連携して、子どもから大人までが親しむことのできる概説書の作成を進める。

④ その他

- 上記によらないアイヌ人骨・副葬品の諸問題について、適宜検討を行う。

(2) 関係機関における積極的な検討が期待される事項

- 人骨と副葬品の研究を考える際に、避けては通れない以下の諸問題について、文化財を監督する関係機関における積極的な検討を期待する。関係機関での検討にあたり、本ラウンドテーブルは、その検討に積極的に協力していく。

① 今後出土する人骨と副葬品の取扱い

- 慰霊の実現という趣旨に鑑みれば、おおむね「慰霊施設に集約され、慰霊の対象となるべき人骨と副葬品」と「文化財認定を受ける人骨と副葬品」とを分けて考えることができる。
- 今後出土し、文化財保護法の下で文化財認定を受ける人骨と副葬品は、出土経緯やその所有権が明確であるが、その尊厳に配慮しつつ保管・管理される必要がある。
- 人骨と副葬品は、死者の埋葬に伴う一連の慰霊行為に関わるものであること、アイヌにとっては、人骨と副葬品は一体であり、精神文化を反映したものであることを考慮し、人骨と副葬品を切り離すことなく、同じ場所において保管・管理すべきである。
- 今後出土する人骨と副葬品の取り扱いについては、文化財を監督する関係機関との有機的な連携の下、アイヌの意見を踏まえて、その在り方が検討される必要がある。

② 人骨資料を取り扱う人材育成

- 現状では、北海道や市町村、埋蔵文化財調査機関に配置されている文化財担当の専門職員は、考古学を専門とするものが多い。そのため遺跡から出土する人骨について適切な取り扱いが十分になされていない。今後はしかるべき機関・施設に人骨の専門的知識を有する専門家を配置する必要がある。
- 現状において文化財の専門家養成のための教育課程は、考古学や文化財科学に重きを置いており、自然人類学に関する基礎的知識を学ぶ機会が担保されていない。今後も埋蔵文化財の発掘調査において人骨と副葬品を含む出土資料が想定されることを鑑みて、大学における専門家育成の教育課程で自然人類学と考古学が連携した教育課程を整備することを検討する必要がある。

③ アイヌ文化に関する研究の振興

- 人骨と副葬品に関する研究は、上記Ⅱ（２）③の意味においてアイヌ文化の復興に関わる研究という側面を持つ。国においては、先住民族政策としてのアイヌ文化の復興を目指す観点から、人骨と副葬品に関する研究を含む、広くアイヌに関する学術研究についての具体的な振興策を検討する必要がある。また、とりわけ人骨と副葬品に関する研究については、このラウンドテーブルで検討された、アイヌと学术界の新たな関係を前提としたものとして行われることが肝要である。
- 学協会と北海道アイヌ協会は、国際的な先住民族の歴史文化遺産の保存と活用についての動向や情報を積極的に収集するとともに相互に共有し、アイヌ文化振興に寄与するべく、互いに協力していく必要がある。

註1)

遺跡から出土する人骨などの取り扱いを定めた研究倫理綱領には、世界考古会議（World Archaeological Congress:WAC）による「バーミリオン協定（1989年）」、アメリカ自然人類学会の「倫理綱領」、日本人類学会による「人類学の研究倫理に関する基本姿勢と基本方針」などがある。

註2)

研究の対象とする人間の遺体について、海外では、時代的な枠を法制度やガイドラインで規制している事例が認められる。例えば、英国では2004年に制定された「人体組織法」(the Human Tissue Act 2004)において、植民地政策の下で100年前から200年前の時期に収集された先住民族の遺体は研究目的での保管に適さないと判断され、研究利用が規制されている。また血縁関係を有する後継者、文化コミュニティ、管理者、学術組織にこれらの遺体の請求権を認めている。一方で国内に先住民族であるサーミを抱えるノルウェーでは、1978年に制定された「文化遺産法」(the Cultural Heritage Act 1978)では100年前以上の古さをもつサーミの記念物・遺跡・あらゆる種類の墓を保護対象としている。なおかつ100年以内のものであっても、遺体の研究利用については、倫理的問題が指摘され、研究対象から外されている。同様の傾向はデンマークやスウェーデンでも見られる。

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の
在り方に関するラウンドテーブル参加者名簿

(北海道アイヌ協会)

加藤 忠 北海道アイヌ協会理事長
阿部一司 北海道アイヌ協会副理事長
佐藤幸雄 北海道アイヌ協会主任

(日本人類学会)

石田 肇 日本人類学会理事
中務真人 日本人類学会理事
篠田謙一 国立科学博物館研究調整役

(日本考古学協会)

佐藤宏之 日本考古学協会理事、東京大学教授
大谷敏三 日本考古学協会理事
加藤博文 北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の
在り方に関するラウンドテーブル開催経緯

- | | | |
|-----|----------------|---------------|
| 第1回 | 平成27年11月13日(金) | 於：東京大学文学部会議室 |
| 第2回 | 平成27年12月11日(金) | 於：北海道大学東京オフィス |
| 第3回 | 平成28年 2月 5日(金) | 於：東京大学文学部会議室 |
| 第4回 | 平成28年 2月22日(月) | 於：北海道大学東京オフィス |
| 第5回 | 平成28年 3月28日(月) | 於：北海道大学東京オフィス |